

26建企第580号  
平成27年3月16日

各 位

長 崎 県 土 木 部

長崎県建設工事施工管理基準の改定について

標記について、平成26年4月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しました。

記

1. 改定図書 長崎県建設工事施工管理基準（平成27年4月）
2. 改定内容 別添「長崎県建設工事施工管理基準【改定内容】」による
3. 適用年月日 平成27年4月1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

# 長 崎 県 建 設 工 事

## 施 工 管 理 基 準

【改定内容】

(赤：追加、青：削除)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 基礎工	4-6-2基礎盛砂工	盛砂均し		出- 107	
	4-6-3洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		出- 107	
	4-6-4基礎捨石工	基礎捨石(均しを行わない面)		出- 107	
		捨石本均し 捨石荒均し		出- 108 出- 108	
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック製作		出- 108	
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック据付		出- 109	
第7節 本体工(ケーソン式)	4-7-2ケーソン製作工			出- 109	
	4-7-3ケーソン進水掘付工			出- 110	
	4-7-4中詰工	砂・石材中詰		出- 110	
		コンクリート中詰、プレバッドコンクリート中詰		出- 111	
	4-7-5蓋コンクリート工			出- 111	
	4-7-6蓋ブロック工	蓋ブロック製作		出- 111	
蓋ブロック据付			出- 112		
第8節 本体工(ブロック式)	4-8-2本体ブロック製作工			出- 112	
	4-8-3本体ブロック据付工			出- 112	
	4-8-4中詰工		第8編4-7-4中詰工		
	4-8-5蓋コンクリート工		第8編4-7-5蓋コンクリート工		
	4-8-6蓋ブロック工		第8編4-7-6蓋ブロック工		
第9節 本体工(場所打式)	4-9-2場所打コンクリート工	防波堤 岸壁		出- 113 出- 113	
	第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	4-10-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工	
4-10-3本体捨石工			第8編4-6-4基礎捨石工		
4-10-4捨ブロック工		捨ブロック製作 捨ブロック据付		出- 113 出- 114	
第11節 本体工(鋼矢板式)	4-10-5場所打コンクリート工			出- 114	
	4-11-2鋼矢板工	先行掘削		出- 114	
		鋼矢板、鋼管矢板		出- 115	
	4-11-3控工	先行掘削	第8編4-11-12-1鋼矢板工(先行掘削)		
		控鋼矢板		出- 115	
		控鋼杭		出- 116	
		プレキャストコンクリート控壁		出- 116	
場所打コンクリート控壁			出- 116		
腹起		出- 117			
タイ材(タイロッド取付)		出- 117			
タイ材(タイワイヤー取付)		出- 117			
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	4-12-2コンクリート矢板工			出- 118	
	4-12-3控工		第8編4-11-3控工		
第13節 本体工(鋼杭式)	4-13-2鋼杭工	鋼杭		出- 118	
第14節 本体工(コンクリート杭式)	4-14-2コンクリート杭工	コンクリート杭		出- 118	
第15節 被覆・根固工	4-15-2被覆石工	被覆均し		出- 119	
	4-15-4被覆ブロック工	被覆ブロック製作		出- 119	
		被覆ブロック据付		出- 119	
	4-15-5根固ブロック工	根固ブロック製作		出- 120	
		根固ブロック据付		出- 120	
第16節 上部工	4-16-2上部コンクリート工	防波堤		出- 120	
		岸壁		出- 120	
		栈橋		出- 120	
	4-16-3上部ブロック工	上部ブロック製作		出- 121	
4-16-3上部ブロック工	上部ブロック据付	第8編4-16-2上部コンクリート工(防波堤)(岸壁)(栈橋)			
第17節 付属工	4-17-2係船柱工			出- 121	
	4-17-3係船環工			出- 121	
	4-17-4防舷材工			出- 121	
	4-17-5車止め・縁金物工			出- 122	
	4-17-6防食工	電気防食		出- 122	
		FRPモルタルライニング被覆 ペトロラタムライニング被覆、コンクリート被覆、防食塗装		出- 122	
第18節 消波工	4-18-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工		
	4-18-3消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付		出- 122 出- 123	
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2裏込工	裏込均し 吸出し防止材		出- 123 出- 123	
	4-19-3裏埋材	裏埋材		出- 123	
	4-19-4裏埋土工	土砂掘削、 土砂盛土		出- 124	
第20節 埋立工	4-20-3固化工		第8編4-5-9固化工		
	4-20-4埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編4-3-1浚渫工		
4-20-8埋立土工	土砂掘削、 土砂盛土	第8編4-19-4 裏埋土工(土砂掘削)(土砂盛土)			

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	2	2	被覆石工 (被覆石均し)	天端面	±500	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測線及び測点間隔は10m以下 測定単位 10cm		
						岸壁前面の天端 及び天端肩から1mの法面	±100			
						法面	±500 (法面に直角) (±300) (法面に直角)	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測点間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合、2点以 上を測定 異形ブロックの据付面(整積)は( )の規格値と する 測定単位 10cm		
						天端幅	+規定しない - 200	測線間隔10m以下 測定単位 10cm		
						延長	+規定しない - 200	天端中心上又は監督職員の指示による。 測定単位 10cm		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	4	1	被覆ブロック工 (被覆ブロック製作)	型枠形状寸法 (異形ブロック)		型枠搬入後適宜 観察		
						ブロック外観 (異形ブロック)		10個に1個以上測定 観察		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	15 被 覆 ・ 根 固 工	4	2	被覆ブロック工 (被覆ブロック据付)	延長		据付完了後、法線上（最上段のみ）を測定 測定単位 10cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	5		車止め・縁金物工	天端高		レベルにより測定 取付完了時、中心部、全数 測定単位 1cm		
						岸壁前面に対する出入り	±30	トランシット、スチールテープ等により測定 取付完了後中心部を1点測定 測定単位 1cm		
						取付間隔		上部工1スパンにつき2箇所測定 測定単位 1cm		
						塗装		目視による観察		
						警戒色（シマ模様）		完了時適宜測定		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	1	防食工 （電気防食）	取付位置		取付完了後、全数 目視（潜水土による）		
						電位測定	飽和かんこう電極基準 -770mV 海水塩化銀電極基準 -780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 -850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎 測定単位 1mV		
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	2	防食工 （FRPモルタルライニング被 覆）	取付高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 取付完了後、 <del>上端高さ</del> 保護カバーの上端又 は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭は、 <del>は</del> ：全数 矢板は、 <del>は</del> ：1打設3箇所以上		測定基準におけ る矢板の1打設 とは、コンクリ ートモルタルの 配合1回当たり の打設を示す。
7 港 湾 ・ 漁 港 編	4 一 般 施 工	17 付 属 工	6	3 <del>4</del> <del>5</del>	防食工 （ペトラタムライニング被 覆） <del>（コンクリート被覆）</del> <del>（防食塗装）</del>	取付高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 完了後、 <del>上端又は下端高さ</del> 保護カバーの 上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭：全数測定 矢板は、 <del>は</del> 、1打設3箇所以上：監督職員の 指示による		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	4	17	6	4	防食工 (コンクリート被覆)	高さ(被覆範囲)		レベル等により測定 取付完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上		測定基準における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
7	4	17	6	5	防食工 (防食塗装)	高さ(被覆範囲)		レベル等により測定 取付完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭：全数 矢板：50㎡に1箇所以上		
7	4	18	3	3	消波ブロック工 (消波ブロック製作)	型枠形状寸法 (異形ブロック)		型枠搬入後適宜 観察		
						ブロック外観 (異形ブロック)		10個に1個以上測定 観察		

章 節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 被覆・根固工	4-15-2 被覆石工	被覆均し		写- 43
	4-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作		写- 43
		被覆ブロック据付		写- 43
	4-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作		写- 43
第16節 上部工	4-16-2 上部コンクリート工	根固ブロック据付		写- 43
		上部ブロック製作工		写- 44
	4-16-3 上部ブロック工	本体ブロック据付工	第8編 4-16-2 上部コンクリート	写- 44
第17節 付属工	4-17-2 係船柱工			写- 44
	4-17-3 係船環工			写- 44
	4-17-4 防舷材工			写- 44
	4-17-5 車止め・縁金物工			写- 44
	4-17-6 防食工	電気防食		写- 44
		F R Pモルタルライニング被覆 ペโตรラタムライニング被覆、コンクリート被覆、防食塗装		写- 44
第18節 消波工	4-18-2 洗掘防止工		第8編 4-6-3 洗掘防止工	
	4-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		写- 44
		消波ブロック据付		写- 45
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2 裏込工			写- 45
	4-19-3 裏埋工			写- 45
	4-19-4 裏埋土工			写- 45
第20節 埋立工	4-20-3 固化工		第8編 4-5-9 固化工	
	4-20-4 埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編 4-3-1 浚渫工	
		4-20-8 埋立土工	土砂掘削、土砂盛土	第8編 4-19-4 裏埋土工（土砂掘削）（土砂盛土）
第21節 陸上地盤改良工	4-21-2 圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-3 締固工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-4 固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節 舗装工	4-23-3 コンクリート舗装工	下層路盤		写- 45
		上層路盤		写- 45
		コンクリート舗装版		写- 45
	4-23-4 アスファルト舗装工	下層路盤		写- 45
		上層路盤		写- 46
	4-23-4 アスファルト舗装工	基層		写- 46
	表層		写- 46	
第25節 構造物撤去工	4-25-2 取壊し工			写- 46
	4-25-3 撤去工	水中コンクリート撤去		写- 46
		舗装版撤去 石材撤去 鋼矢板等切断撤去 腹起・タイ材撤去、 ケーソン撤去、 ブロック撤去 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		写- 46
第26節 仮設工	4-26-2 仮設鋼矢板工		第8編 4-11-2 鋼矢板工第8編 4-13-2 鋼杭工	
	4-26-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第8編 4-11-2-1 鋼矢板工（先行掘削）	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編 4-11-2 鋼矢板工第8編 4-13-2 鋼杭工	
第27節 雑工	4-27-2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		写- 46
		被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）		写- 46
	4-27-3 現場鋼材切断工	現場鋼材切断		写- 46
	4-27-4 その他雑工	清掃 削孔		写- 46 写- 46

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 港湾・漁港】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
7 港湾漁港編	4 一般施工	16 上部工	3	1	上部ブロック工 (上部ブロック製作工)	鉄筋組立	形状寸法変わる毎に1回 [完成時]	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法 数量	全数量 [完成時]		
						仮置状況	全数量 [完了時]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	16 上部工	3	3	上部ブロック据付工	出来形の確認状況	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	2		係船柱工	基礎幅 取付完成状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	3		係船環工	取付完成状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	4		防舷材工	取付完成状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	5		車止め・縁金物工	取付完成状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6		防食工 (電気防食)	陽極 電位測定装置取付完成状況	1施工箇所に1回 [取付完了時]	代表箇所 各1枚	
						電位測定状況	1施工箇所に1回 [測定時]		
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	2 3 4	防食工 (FRPモルタル <del>ライニング</del> <del>ダ被覆</del> ) (ペトロラタム <del>ライニング</del> <del>被覆</del> ) (コンクリート被覆)	被覆防食状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	5	防食工 (防食塗装)	塗装状況	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	18 消波工	3	1	消波ブロック工 (消波ブロック製作)	数量	全数量 [完成時]	代表箇所 各1枚	
						運搬仮置状況	全数量 [完了後]		

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退協加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。

(1) 建設業の許可票

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識を掲げる意義は次のとおりである。

- ①建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。
- ②建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。

本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。よって、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示を指導しているところである。

法2条（定義）

3号 「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営むものをいう。

法40条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

別記 様式第29号（施工規則第25条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 許可( )第 号	
許可年月日		知事	

↑

25cm以上

↓

← 35cm以上 →

(2) 労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

(建設の事業の保険関係成立の標識)  
 第77条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は  
 労災保険関係成立票（様式第25号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第25号

労災保険関係成立票	
保 険 関 係 成 立 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労 働 保 険 番 号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
事 業 の 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
事 業 主 の 名 住 所 氏 名	〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇建設株式会社〇〇支店 取締役支店長 〇〇〇〇〇
注 文 者 の 氏 名	国土交通省九州地方整備局〇〇工事事務所
事 業 主 代 理 人 の 氏 名	〇〇〇建設株式会社〇〇支店 所長 〇〇〇〇〇

※標識の仕様：縦長さ25cm 横長さ35cm 文字 黒 地色 白

(3) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識（シール）を掲示する。

この工事の元請事業主は  
建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合  
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう  
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう  
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構  
建 退 共 〇 〇 県 支 部  
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

## 工事現場に掲げる標識について

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退協加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。

### (1) 建設業の許可票

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識を掲げる意義は次のとおりである。

- ①建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。
- ②建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。

本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。よって、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示を指導しているところである。但し、下請業者の掲示方法、掲示材料、大きさ等は任意としており、監督職員と協議を行い実施することとする。

### 法2条（定義）

3号 「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営むものをいう。

### 法40条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

### 別記 様式第29号（施工規則第25条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

40cm以上	建設業の許可票	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主任技術者の氏名	専任の有無
	資格名	資格者証交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別	
	許可を受けた建設業	
	許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号 知事
許可年月日		
40cm以上		

(2) 労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

(建設の事業の保険関係成立の標識)  
 第74条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は  
 労災保険関係成立票（様式第25号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第25号

労災保険関係成立票	
保 険 関 係 成 立 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の 住所氏名	〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇建設株式会社〇〇支店 取締役支店長 〇〇〇〇〇
注文者の氏名	国土交通省九州地方整備局〇〇工事事務所
事業主代理人 の氏名	〇〇〇建設株式会社〇〇支店 所長 〇〇〇〇〇

※標識の仕様：縦長さ40cm 横長さ50cm 文字 黒 地色 白

(3) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識（シール）を掲示する。

この工事の元請事業主は  
建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合  
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう  
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう  
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構  
**建 退 共 〇 〇 県 支 部**  
 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇